

## 議案第 24 号

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年山陽小野田市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「については」を「は、規則で定める場合にあっては、有給の休暇を与えるものとし、規則で定める場合以外の場合にあっては」に改める。

第 17 条第 1 項中「規則で定める者」の次に「（第 19 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加え、「6 月」を「93 日」に改める。

第 19 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 19 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する

事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第24号参考資料

山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(病気休暇)</p> <p>第15条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 <u>病気休暇は、規則で定める場合にあつては、有給の休暇を与えるものとし、規則で定める場合以外の場合にあつては、</u>給与条例第18条及び第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与又は給与条例第22条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第15条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 <u>病気休暇については、</u>給与条例第18条及び第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与又は給与条例第22条第3項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。</p>
<p>(介護休暇)</p> <p>第17条 介護休暇は、会計年度任用職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第17条 介護休暇は、会計年度任用職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母</p>

その他規則で定める者（19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

第19条 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）

その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

第19条 （略）

その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置